

## 東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉の流通調査については、現時点で次のとおりです。

- 1 調査対象の70頭のうち、すでに検査結果が判明し、流通調査の対象から除外された11頭を除く59頭については流通調査を継続中ですが、内1頭が四日市市に流通していることが判明し、7月21日（木）21時頃、四日市市に調査依頼をしました。
- 2 7月22日（金）、四日市市から同市が調査対象としている1頭の残品が市内の食肉処理施設で見つかり、放射性物質の検査を実施した結果、放射性物質が不検出であったとの情報提供がありました。

### ○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年7月22日

個体識別番号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
		放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計 放射性セシウム (セシウム134+137)
02489-45644	2011/5/27	不検出	不検出	不検出	不検出
食品衛生法の 暫定規制値		なし	—	—	500
検出限界値		4	7	6	—

### 3 今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛については流通状況調査の対象から除外します。また、放射性物質は検出されなかったため、当該牛肉は安心して食べていただけたと考えています。

上記1頭を除く58頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質検査を実施します。

なお、福島県等の農家から出荷された牛の肉の検査体制について、今後別紙のとおり対応していきます。

### 【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題は無いと考えられます。

# 東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について（第2報）

連絡先	
三重県健康福祉部 健康危機管理室	
担当：西中、渡邊	
電話：059-224-2359	
平成23年7月24日（日）18時00分	

## 【三重県70頭分】

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉について、県内飲食店及び消費者宅で2頭分の残品が見つかり、本日、2頭とも調査対象の牛であることが確認されたため放射性物質の検査を実施しました。

検査結果については、いずれも暫定規制値以下でした。

### ○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年7月24日

公表 一覧 表No	個体識別番号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
			放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計 放射性セシウム (セシウム134+137)
32	12537-24507	2011/5/12	不検出	58	56	114
64	02465-80120	2011/7/07	不検出	24	38	62
食品衛生法の 暫定規制値			なし	—	—	500
検出限界値			6	6~8	8	—

### 今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛2頭については流通状況調査の対象から除外します。

また、放射性物質は暫定規制値以下であったため、当該牛肉は安心して食べていただくと考えています。

上記2頭を除く残り56頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質検査を実施します。

### 【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題は無いと考えられます。

# 東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について（第3報）

連絡先	
三重県健康福祉部 健康危機管理室	
担当：西中、渡邊	
電話：059-224-2359	
平成23年7月25日（月）19時00分	

## 【三重県70頭分】

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉について、県内消費者宅で、流通調査をしている56頭の内の1頭の残品が見つかり、本日、調査対象の牛であることが確認されたため放射性物質の検査を実施しました。

検査結果については、いずれも暫定規制値以下でした。

### ○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年7月25日

公表 一覧 表No	個体識別番 号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
			放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計 放射性セシウム (セシウム134+137)
57	02465-80168	2011/6/27	不検出	28	27	55
食品衛生法の 暫定規制値			なし	—	—	500
検出限界値			5	8	8	—

### 今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛については流通状況調査の対象から除外します。また、放射性物質は暫定規制値以下であったため、当該牛肉は安心して食べていただけると考えています。

当該牛を除く残り55頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質の検査を実施します。

### 【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられます。

# 東北・関東16都県で生産された 稲わらを給餌された牛の肉の県内 流通について（第4報）

連絡先	
三重県健康福祉部 健康危機管理室	
担当：西中、渡邊	
電話：059-224-2359	
平成23年7月26日（火）18時15分	
* 20時15分まで待機しております。	

## 【三重県70頭分】

県内の農家において宮城県で生産された稲わらを給餌していた牛の肉について、県内飲食店で、流通調査をしている55頭のうち1頭の残品が見つかり、本日、調査対象の牛であることが確認されたため放射性物質の検査を実施しました。

検査結果については、不検出でした。

### ○ 検査結果について

検査機関：三重県保健環境研究所（四日市市）

検査日：平成23年7月26日

公表 一覧 表No	個体識別番 号	と畜日	検査結果 [単位：Bq(ベクレル)/kg]			
			放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計 放射性セシウム (セシウム134+137)
39	12497-73021	2011/6/02	不検出	不検出	不検出	不検出
食品衛生法の 暫定規制値			なし	—	—	500
検出限界値			4	5	8	—

### 今後の対応

今回の検査結果を受け、当該牛については流通状況調査の対象から除外します。また、放射性物質は不検出であったため、当該牛肉は安心して食べていただけると考えています。

当該牛を除く残り54頭の流通調査については継続し、その残品が確認されれば、放射性物質の検査を実施します。

### 【参考】

国の定める暫定規制値は、放射性物質で汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されています。これは、食品の全体から放射性セシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。（出典：原子力安全委員会の指標）

また、汚染された食肉を1年間毎日食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題は無いと考えられます。